

# 会 議 録

件 名： 第3回一宮町複合施設建設推進委員会  
年 月 日： 令和8年1月21日（水） 10:00～12:30  
場 所： 一宮町役場4階議員控室  
出席委員： 17名

## 【一宮町議会】

小関義明副委員長（議長）、袴田忍委員（副議長）、川城茂樹委員（総務経済常任委員長）

## 【一宮町教育委員会】

竹之内達生委員（教育長）、小高隆委員長（教育長職務代理）、立花亜由美委員（教育委員）

## 【一宮町子ども・子育て会議】

大場英昭委員（会長）

## 【一宮町社会福祉協議会】

吉野繁徳委員（会長）

## 【学識又は識見を有する者】

福邊克吉委員（建築）、村山裕紀委員（子ども子育て支援）、柳澤伸子委員（社会福祉）、  
河野騰委員（社会教育）

## 【町職員】

大場雅彦委員（副町長）、高田亮委員（総務課長）、関晴美委員（福祉健康課長）、  
中村晴美委員（子育て支援課長）、渡邊高明委員（教育課長）

欠席委員：【一宮町議会】 藤井幸恵委員（厚生文教常任委員長）

事務局： 企画課 山口課長・鶴澤副主幹・中村係長・冨塚  
八千代エンジニアリング株式会社 6名

- 
- 1 開 会 ※委託業者（八千代エンジニアリング株式会社）の紹介実施  
2 委員長挨拶 ※割愛  
3 報 告  
（1） 第1回開催資料の修正について ※報告3-（1）修正資料  
（2） 第1回・第2回会議録について ※第1回・第2回会議録（案）  
（3） 第2回一宮町複合施設建設推進委員会の視察報告について  
※参加者アンケート回答結果、広報1月号特集記事  
※（1）～（3）は一括説明。

## 【説明概要】

### 報 告（1）第1回開催資料の修正について

昨年11月19日に開催した第1回の会議において、事務局から開催日程（案）を提案したが、第5回目が、東浪見小学校の卒業式開催日が重なっていること、第6回目については、第3水曜日ではなく、第4水曜日で提案していたことから、第5回目の会議を3月19日（木）、第6回目の会議日程を4月15日（水）と改めた。

### 報 告（2）第1回・第2回会議録について

会議録は、配布・確認とする形式をとった。記載内容を確認の上、1月28日（水）までに事務局まで連絡をいただき、修正等なければ、町のホームページに掲載することとした。

なお、3回目以降の会議録については、これから基本計画策定に向けた具体的な諸課題に

関し協議し、その決定事項を議事録に残すため、会議後、事務局側で（案）を作成し、委員に事前配布した上で、内容確認を行い、修正点等ないか次の会議の冒頭で確認する形とする。

意見・修正等がなければ、会議終了後に前回の議事録を町ホームページで公開する。

### **報 告（３）第２回一宮町複合施設推進委員会の視察報告について**

視察研修報告として第２回の会議録、および活動報告資料として広報１月号の特集記事を配布した。また、参加者からのアンケート回答結果も併せてお配りした。

#### **【質疑・意見】**

特になし。

## **４ 議 事**

### **（１）新しい複合施設建設に伴う諸課題について**

- ① 基本計画策定の目的および考え方について
- ② 複合施設の基本理念・基本方針（案）について
- ③ 複合施設の整備方針（案）について

※①～③は一括議題。

#### **【説明概要】**

- ① 基本計画策定の目的および考え方について
- ② 複合施設の基本理念・基本方針（案）について
- ③ 複合施設の整備方針（案）について

会議資料（P.1 4. 議事（１）①資料）内容に沿い、事業背景、複合施設建設基本計画策定の目的、基本計画策定の基本的な考え方についての説明を実施。

また、会議資料（P.2 4. 議事（１）②、③資料）内容に沿い、複合施設建設基本計画の基本理念・基本方針（案）、および整備方針（案）についての説明を実施。

・複合施設の基本方針（案） = “多世代が集い・学び・交流できる拠点”

#### ・ “ ” の基本方針（案）

- ① 交流と賑わいを促す場の創出
  - ② 多世代が学び合う場・機会の提供
  - ③ 歴史や文化、価値観の継承
  - ④ 安心して利用可能な空間
  - ⑤ 地域における子育て支援の充実
- 住民ニーズ調査等で要望が多かった“子育て支援”を新たに方針へ追加

#### ・複合施設の整備方針（案）

新しく整備する施設が基本理念に掲げる“多世代が集い・学び・交流できる拠点”となる施設になるには、その施設が

- ・多世代間の交流と地域の魅力を促進する場であること
  - ・地域住民の生活支援や活動をサポートする場所（施設）であること
- として、住民や利用者に認知されることが重要。

施設としての役割を果たすために、新しい複合施設の整備方針については

- ① 学び・育成の拠点となる機能

- ② 多世代交流の拠点となる機能
- ③ 生活支援の拠点となる機能
- ④ 魅力創造の拠点となる機能

これら4つを複合施設の整備方針（案）として検討を進めていくことを提案。

【質疑・意見】

特になし。

【結論】

複合施設の“基本理念”、“基本方針”、“整備方針”については事務局案のとおり決定。

**④ 建設場所（案）について**

【説明概要】

会議資料（P.4～6 4. 議事（1）④資料）内容に沿い、複合施設の建設場所についての説明を実施。

（一宮町中央公民館建設検討委員会からの検討結果報告書 抜粋）

- ・複合施設の建設場所に関しては「現状の公民館と同位置、または、一宮町役場周辺に建設すること」

※JR上総一ノ宮駅や町内の各地域からの交通アクセスが容易であることや、役場・保健センターに隣接しているため、利便性があるため。

（建設候補地①～④、用地面積（㎡））

- ・建設候補地①：現公民館と同位置 約 3,082 ㎡
- ・ // ②：保健センター西側職員駐車場（町有地） 約 1,878 ㎡
- ・ // ③：保健センター東側来庁者駐車場（借地） 約 1,000 ㎡
- ・ // ④：中央公民館東側来庁者兼職員駐車場（借） 約 1,000 ㎡

【質疑・応答】

（村山委員）2点、伺いたい。

1点目、候補地②は借地と町有地が隣接しているが、職員の駐車場の部分は町有地という理解でよいか。

2点目、候補地②に複合施設を建設した場合、恒常的に借地料が発生するという理解でよいか。

（事務局）5ページで、候補地②の緑色部分が町有地である。現在、職員駐車場として使っている保健センター西側の用地のうち、一番南側は借地である（青色で示した用地）。南側の借地を除いて、資料のとおり用地面積が1,878㎡である。

よって、借地の上に建物（複合施設）が建つことはないが、隣接した土地であるため、恐らく駐車場などの用地として借り続けることになると考えられる。また、借り続けている間は、建設場所に関わらず、借地料は発生するため、そこについてはご認識のとおり。

（村山委員）追加で質問したい。この資料によると、候補地①が事務局案かと推察するが、仮に候補地②と③と④のいずれかに複合施設をする方針に決定した場合、現中央公民館が建っている場所は、何に変わるか、あるいは更地になる、どんな使い道の可能性があるか。

（事務局）例えば、候補地②は現状、職員駐車場として使っており、仮にこの用地に複合施

設を建てた場合、職員の駐車場がなくなるため、今後の進め方、検討内容にもよるが、現公民館解体後は、まず職員駐車場を確保する必要があると考える。

(村山委員) 何度も質問して申し訳ないが、もう1点だけ、確認したい。実際に、複合施設を建設する期間としては、概ね1年から2年程度を想定しているか。

(事務局) 複合施設の建設工事の期間としては2年程度を想定している。  
工事着手から供用開始まで短く見積もっても2年程度の時間を要すると考えられる。社会情勢などが要因となり、それ以上の時間が必要になる場合も考えられるが、事務局としては、現状、概ね2年と想定している。

(河野委員) 候補地①となった場合、工事期間中の代替施設の調整が必要となると書いてあるが具体的な考えはあるか。

(事務局) 仮に①とした場合、複合施設建設のためには、先に現公民館を取り壊す必要があるので、利用を希望する方々には、町内であれば、他の公共施設、例えばGSSセンターや創作の里など、工事期間中においては、他の施設を活用していただくことになると考える。若しくは、遠くなり不便となるが、近隣町村の施設を使っただくことも想定される。

(川城委員) 複合施設の建設場所として、現公民館の位置が望ましいという意見も出ているが、当初、中央公民館検討委員会の時に、これ壊す時に仮設の公民館を作るような話をしており、今の説明では、別の施設を利用してもらうという話である。用地の広さ的に、候補地②に建てられれば、仮設も不要、利用者が移動せず、現公民館を使いながら建てることのできるかどうか。

(事務局) どこに主観を置いて考えるかで変わるが、なるべくお金がかからない方がよいと思う。工事期間中の仮設公民館は、億単位の費用を要する。

(川城委員) 複合施設は町有地の中で建てるという話だと思うが、借地も含めて建設用地にはできないか。また、借地の地主さんには町有地のみで建設する場合も含めて建てても良いという許可を得ているか。

(事務局) 借地については、建設用地には含めずに、先ほどもお伝えしたとおり利用者駐車場等での活用を考えている。また、建設場所が未確定のため、土地所有者には、複合施設の話はできていない。今日の会議で、建設場所として、候補地②が決定した場合は、複合施設の隣接地となるため、総務課とも相談しながら土地所有者の意向等を伺う考えである。

(福邊委員) 皆さんもそうだと思うが、候補地③、④の隣に自分の家があると考え、南側に3階建ての公共施設ができると、自分の家が日陰になるため、賛成はしてもらえないと思う。そうすると、候補地③、④については除外して考えるのがいいのではないか。

また、候補地②についても、建物の配置によっては、例えば南側に寄せるのであれば問題ないが、仮に北側に寄せてしまうと、近隣住民から賛同してもらえない可能性がある。

役場を建てた時は、仮設で代替施設を設置したのか？仮設で対応できるとして、やはり新しい施設ができれば、壊すので、公民館の代替施設は他の町の施設でよいのではないか。

(事務局) 庁舎の際は、古い庁舎を使いながら、旧役場と保健センターの間の用地に新庁舎を建設したため、仮設は設置していない。仮に、現公民館の場所に複合施設

を建設する場合は、現公民館をまず解体しなければならず、使いながらの手法は使えない。

仮に、仮設で公民館の代替施設を建てる場合は、通常利用に加え、選挙など多目的な利用を踏まえ整備しなければならないこと、また、トイレ・空調の設置、安全性やバリアフリー等も考慮する必要が生じるため、別枠で2～3億円程度の経費が掛かるものと推測する。

財政基盤が弱い当町においては、完成後、すぐに取り壊す施設（仮設）に多額の経費を掛けることは厳しいと考える。

また、代替案についてだが、町内の他施設や町外施設に分散してもらい、活動を継続してもらう場合、別の施設にはすでに定期的な利用者が存在しているため、希望日の枠が空いていない場合も想定される。

複合施設の建設期間は、着手できてから2年間、解体工事まで含めると3年以上時間を要することが想定され、現利用者に活動制限が掛かってしまう。また、現公民館利用者の中には、自転車で来る方も沢山おり、移動の難しさも課題となり得る。

最後に日陰問題についてだが、この件については、事前に事務局と八千代エンジニアリングの関係者とも協議を行い、候補地①、②については、ある程度の用地面積が確保できており、隣接する民家との日照権問題はクリアできるだろうというのが事務局と業者の見解である。

ゾーニングや階層など今後進めて話していきたいと思うが、①については広い土地であり、既存施設と同位置になるためこの場所が良いという意見もあると思うが、解体費用、仮公民館の費用、開設までの年数などを認識した上で、最適な用地がどこなのかを委員の皆さまにもご検討いただきたい。

(福邊委員) そうなると、②がベストということで進むように思う。

(大場委員) 現状で候補地①と②でも面積に違いがあるが、川城委員の話に出たように、この借地を買えれば、代替施設の問題もクリアでき、用地面積も広げることのできるの、②がよいのではないかと。

(竹之内委員) 現状公民館では多くの団体が利用しているが、その団体の皆さんに建て替え期間中に活動場所を他へ変更してもらう必要が出た場合、教育委員会として補助や支援をしていかないといけない。また、受け入れ先の事情も考慮しなければならない。それらを踏まえると、スムーズに移行できる②の候補地が、一番影響が少なく費用も余計にかからないので、教育委員会としては②としたい。

(村山委員) 施設の規模感が①と②で、場合によっては変わるのではないかと論点があるのかなと思っているので、そうなった時に、この後の議題で、導入する機能についての議論がなされ、取舍選択がされることが起こり得ると思う。

そのため、議題の進め方として、この候補地の場所を先に決議をした後に、この順番で進めていくのか、決議せずに導入する機能を検討した後に建設場所を決めるのか、議題の進め方を相談・確認したい。

(小高委員長) 候補地が決まらなければ、敷地面積も決まらない。それらが決まらなるとその先の計画も定まらないので、まずは候補地を選定してもらいたい。

①についてはもう現在のところなので分かると思うし、②については借地部分は建物としては使えないかもしれないが、他の利用でも駐車場なり、何らかの用途で利用できる可能性があるということで借地だが色が塗られていると思うので、それらも踏まえ場所を決めたいと思う。

多数の質問や意見が出たが、皆さんからの意見を踏まえると、候補地③、④は、

建設するには非常に難しいと思うので、候補地①と②のうちどちらかで採決したいと思うがいかがか。

(竹之内委員) 最後に 1 点だけ確認したいのだが、先ほど、日照権の話題が出て、事務局より日照権については、ゾーニングにより解決可能との回答があったが、それは何階建てまでだったら日照権はクリアできるということなのかを示してほしい。

(事務局) 複合施設の想定階層としては、候補地①、②ともに3階までは日照権等の問題はクリアできるのではないかとというのが事務局及び業者で事前に協議した時の認識である。

(河野委員) もう 1 点だけ追加で質問したい。資料には、最大延べ床面積が掛かっているが現公民館の床面積はいくらか。

(事務局) 現公民館の延床面積は 1,244 m<sup>2</sup>である。

(河野委員) そうすると②であっても現状の 3 倍ぐらいの床面積になるということか。

(事務局) 候補地②における法律上(建築基準法)の最大延床面積が現状の 3 倍ぐらいの床面積という意味であり候補地②に 3,000 m<sup>2</sup>級の施設を建てるという意味ではない。

用地における建物の建築面積については、建蔽率(けんぺいりつ)というものがああり、ここでは、用地面積全体のうち、建蔽率 60%以下の面積で建てるという決まりがあるため候補地②における最大建築面積は 1,126 m<sup>2</sup>となる。これ以上の床面積を要する場合は階層を増やすことが想定される。

現公民館の建築面積(1階のフロアの面積)としては、770 m<sup>2</sup>程度であるため、候補地②においても現公民館をそのまま建てられるだけの用地であることは言えると考ええる。

(川城委員) 皆さん、面積にとらわれているが、村山委員が心配しているのは、複合施設の中には、子どもの学びや、居場所という色々な新しい機能を含むとなっているが仮に候補地②に建設場所が決定した場合、新しい機能を導入できなくなることやを気にされているのだと思うが、候補地②でもそれらの新しい機能を含めた複合施設を建設することが可能なのかを確認したいのではないのか。

この件について、事務局としてはどう考えているのか。

(事務局) 事務局で考えている案においては、この後の各議題において説明することにはなるが現公民館の機能と新しい機能を追加した施設を候補地②に建設することは可能ではないかを見込んでいる。ただし、機能としては、整理・調整が生じる場合もあることは理解していただきたい。

(小高委員長) その他、ご意見・ご質問等ございませんか。

無ければ、複合施設の建設場所について採決を取りたいと思いますが、福邊委員からもご意見があったとおり、候補地③、④については、採決候補から除外させていただき、候補地①、②の 2 つで採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(参加委員) 異議なしの声あり。

◆ 採決結果(全参加委員数: 17人、うち、1名は委員長のため不参加)

候補地①希望者: 0人

候補地②希望者: 16人

(小高委員長) 議事、④建設場所について、採決結果のとおり、複合施設の建設場所については候補地②(保健センター西側職員駐車場)となりました。  
ありがとうございました。

**【結論】**

採決の結果、全会一致で、建設場所は候補地②(保健センター西側職員駐車場)に決定。

**⑤ 建設事業費の財源(案)について**

**【説明概要】**

会議資料(P.7~9 4. 議事(1)⑤資料)内容に沿い、複合施設建設事業費の財源(案)についての説明を実施。

**【説明概要】**

- ・町の財政状況は、各財政指標からみても複合施設建設経費を一般財源で賅うことはその後の財政状況を著しく悪化させる可能性があるため、検討委員会報告書の要望にあるとおり、補助金、交付金、交付税措置付きの地方債の活用を検討すべき。
- ・複合施設には、公民館機能の多くを取り入れる予定だが、公民館の建て替えに関する国(文科省)の補助事業は無し。
- ・社会資本整備交付金や地方創生交付金事業は、補助率が高い分、複合施設整備単体の事業認定はできない。よって、活用条件にあった各種計画を検討し、その事業計画の1つに複合施設事業を加える必要がある。
- ・補助率の高い交付金事業は、事業承認に必要な各種計画の見直し等で、数年単位で検討時間を要するが、令和2年度以降、建設工事費は前年比5%U pで上昇を続けており、時間的余裕がない  
→上記で挙げた概要を踏まえ、事務局案として「公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化施設整備事業)」を財源として検討するのはどうかと提案。  
※現公民館と集約化・複合化させる公共施設は旧一宮保育所(利活用面積:644 m<sup>2</sup>)を想定している

**【質疑・応答】**

(川城委員) 先ほど、事務局から説明があり、事務局が示した⑤でも良いと思うが、⑥と並行ということはできないのか。

(事務局) ⑥地方創生交付金については、前提として町の総合戦略にその記載がなければいけないという条件がある。今現在、総合戦略を見直し中であるが、令和9年度に新しい総合戦略が完成する。よって、9年度からの5か年計画の中に入れるということになり、仮にこれを狙うことになると、まずは総合戦略に含めること、次に総合戦略に記載された各種事業の地域再生計画の検討及び作成、完成した計画書を内閣府に申請をして大臣認定をいただく。その後、拠点整備交付金の申請書を出していくということになる。また、全体の戦略として、この建物が人口減少対策に役立つことや、まち・ひと・仕事総合戦略なので、仕事に対しても効果があるということを示した上で、計画認定を受けなければならないため、時間的にも条件的にも厳しいものがある。ただしそれをクリアすれば、大きい金額を国から支援してもらえることになるが、仮に不承認となった場合は、時間をかけて計画を作ったとしても補助金額は0となるという性格を持った事業のため、建物自体にこの交付金をいただくというのは、結構難しいかと思う。この複合施設で行うサービスやそれに伴う設備など、ソフト事業について地方創生交付金を活用していくことは可能と思われる。

- (小関委員) これを見る限りだと、⑤が一番いいかなと思うが、実際に旧一宮保育所を公民館と集約化・複合化の対象公共施設とした場合、新しい複合施設の面積はどの程度を見込んでいるのか。
- (事務局) 本地方債を財源として見込む場合は活用条件がいくつか設定されており、広さ(規模)については、“新しい施設の延床面積は統合前の複数の公共施設の延床面積の合計よりも小さくならなければならない”となっている。  
よって、現公民館の延床面積が1,244㎡、旧一宮保育所の利活用面積が644㎡であるため、⑤を財源とした場合の最大の延床面積値は1,888㎡未満となる必要がある。事務局としては、次の議事でも話をする予定であったが、近隣の類似施設の規模等も参考に最大で1,800㎡程度あれば、先に述べた新しく取り入れることを考えている機能も含められるのではないかと考えている。  
この1,800㎡の延床面積というのが、どの程度の広さなのか言葉だとイメージしづらいが、皆さんが知っている保健センター1フロア当たりの面積が約600㎡なので、床面積としては、保健センターの1～3階とほぼ同等、つまり、保健センターと同規模(面積)の施設で公民館に代わる複合施設を検討していくと考えて貰った方が分かりやすいかと思う。
- (小関委員) 実際に建てたときに設計の段階で、上限値以上の面積を有することとなった場合、当該地方債は活用できるのか。もし超えた場合でも、超えた分を自主財源で賄うという理解でよいか。
- (事務局) 統合前の施設にない機能を新規追加する場合、面積按分等により対象経費から除外することとなっているため、超えた分は対象にならないことが想定され超えた分は一般財源で対応することになると想定されるが、そもそも本地方債の国からの公開資料にも対象事業として建物については「延床面積の減少を伴うもの」というのが最初に書かれており、活用の大前提となるため、できれば、計画の段階から新しい複合施設の延床面積は上限値を越さない範囲内に留めて検討していくことが望ましい。
- (小関委員) 柔軟に対応はしてもらえないのか。その面積、1,888㎡を越えちゃった場合、多少の差異は許されないのか。
- (事務局) 活用条件に記載があるため、活用条件を破ることは望ましくない。そのため、事務局としては、余裕をもって、1,800㎡で切りたいと考えている。
- (河野委員) 1,800㎡というのは、延床面積か。先ほど、6ページの資料の中で、候補地を決めるときに、候補地①は6,164㎡、②は3,756㎡という話があったが、それは全く無視されて、1,800㎡になってしまうのか。
- (事務局) 6ページに記載してあるそれらの数値は、建築基準法に則って用地面積から算出した最大延床面積であり、法律上の最大の広さ(面積)を意味している。  
6ページに書いてある最大建築面積というのが、その用地で平屋を建てる場合の最大面積となるため、候補地②に1,800㎡の施設を建設する場合は、建物の一部若しくは全てが2階建て以上の施設になるということである。
- (河野委員) 先ほどの議論はなくなってしまったのか。何のためにしたのか。
- (事務局) 最大延床面積は、法律上建設は可能という広さであり、実際に当該地でその規模の施設を建設することは可能であるが、財源面で交付税付きの地方債を活用するためには広さにおいても制限が加わるということをお伝えしたい。  
施設の規模(大きさ)をどうするかについては、議事⑥でまた改めて説明する

のでまずは聞いていただきたい。

(河野委員) その時は、1,800㎡というのはおいて議論を進めることになるか。

(事務局) その際も、事務局からはたたき台として、案を提示させていただくが、現在、話をしているのは、複合施設の建設費の財源として、町の財政状況を極力悪化させないための案として、補助金や交付金、交付税措置の付いた地方債を活用し、新しい複合施設の財源を確保して欲しいという要望が中央公民館建設検討委員会からの要望として出されているため、その可能性を調査し、結果を皆さまに説明しているところである。  
よって、今回は、それがどういった種類の資金であり、その資金を財源として想定した場合の活用要件にはどういう制限等があるのか、それらを含めて財源(案)として今後の協議を進めてよいかということをご審議いただきたい。

(村山委員) ⑤の地方債を活用しようとした場合の条件として、既存の公共施設の総延床面積が、その新しく作るものキャパシティのマックスになるという理解でよいか。

(事務局) それを財源として活用するならば、お見込のとおりである。

(竹之内委員) 事務局から説明があったとおり、複合施設建設のための財源案として、本当は⑥が活用できれば1番補助率も高く良い交付金事業であるが、やはり時間が相当かかってしまう、また、時間を掛けても国から事業承認がおりなければ交付金がゼロになることを考えると、⑤を財源案として、検討していくことが妥当なのではないかと思う。建設費の高騰についても、グラフで見ても、令和3年度と令和6年度の比較でも20%アップしている。それが、結局また伸びて、例えば、3年と見込んでいたところを6年でやるとなると、その3年分が単純比較しても20%がさらに上乘せになるというふうに考えると、早く進めていくことが妥当であり、スピード感をもって事業を進めていくための財源としては⑤を財源案として、今後、規模や機能の各広さなどを検討していくことがよいのではないか。それを事務局側でも考えて今、説明をしてくれたと思う。

(小高委員長) 他に、ご意見・ご質問等はありませんか。

それでは、議事(1)の⑤複合施設の建設事業費の財源(案)については、事務局から提案のあった⑤「公共施設等適正管理推進事業債(複合化・集約化施設整備事業)」を財源(案)として、今後の検討を進めていくということでご異議ありませんか。

(各委員) 異議なしの声有り

#### 【結論】

事務局案のとおり、複合施設の整備事業費の財源(案)としては、⑤公共施設等適正管理推進事業債(複合化・集約化施設整備事業)を財源(案)として今後の諸課題について検討していくことで決定した。

#### ⑥ 施設規模(案)について

##### 【説明概要】

会議資料(P.10 4. 議事(1)⑥資料)内容に沿い、複合施設の規模(大きさ)に

についての説明を実施。

(一宮町中央公民館建設検討委員会からの検討結果報告書 抜粋)

- ・今後、新たに整備する施設は教育を目的として公民館機能を含め、「町民の様々な要望を叶える複合施設として整備する。」
- ・近隣町村の公民館及び類似施設の延床面積を委員に示し、現公民館機能に住民ニーズ調査等で要望が多かった既存施設の拡充(図書室の拡張)や児童館機能、自習室やこどもの居場所づくり、交流の場となるカフェ等飲食可能なスペースの設置を踏まえると現公民館規模では収まり切れないため、事務局案として、長柄町公民館(ながらんホール)と同規模となる約600㎡増の1,800㎡規模で今後の諸課題について検討を進めていく案を提案。

#### 【質疑・応答】

(河野委員) 新しい複合施設の規模としては、現行の公民館と旧一宮保育所を合わせたのと同規模の施設になるということか。

(事務局) 先ほど、承認いただいた地方債を財源として活用するには、活用条件を守る必要がある。先ほどの小関委員への質問でもお応えしたが、この地方債を活用するためには、統合前の施設の合計延床面積より面積を減少させなければならないこと、ご理解いただきたい。

(川城委員) 現公民館は、用地面積は3082㎡と大きいですが、建物全体の延床面積は1,244㎡しかない。また、現公民館の建築面積(1フロア当たりの床面積)も事務局側の説明では770㎡程度であるとのこと。これ、数字のトリックで用地面積がこんなに大きいから、②になると規模が小さくなってしまわないかと感じてしまうが、事務局案だと、候補地②においても、新しく整備する施設の想定規模が1,800㎡程度と現公民館より広くなり、先ほどの説明によるとそれは保健センターの1階、2階、3階に相当する規模の施設ができるっていう理解で良いか確認したい。

(事務局) ご認識のとおりである。

(村山委員) 予算が絡む話であり、想定規模を1800㎡としても、その予算(工事費)が適正かどうかというのはまた別の議論で存在するはずである。仮に想定より工事費が高かった場合は、規模が今回1800㎡と決まったのでそのまま進めていくか、あるいはこれをベースとして審議を進めていきながら、今後のところで何かイレギュラーが起きた時にはここに立ち戻って再検討ということも起こりうるか。

(事務局) その質問に対する回答としては、後者である。まず、おおむねの目処を決めていただいたことによって、今後の階数の想定や、どこの場所に何を入れていく、部屋の大きさがどのくらいになるのかというのを検討してもらい、第4回目または第5回目の委員会で案として出したいと考えているので、その概ねの目安として、まずは1,800㎡程度の想定規模で、今後の資料作成を進めていかどうかということの決定になる。

よって、今回で1,800㎡と決まったとしても、1,800㎡を動かさないということではない。建築費用が、いくらぐらいになるのかというのは、現状でも工事費が上がっているなので、八千代エンジニアリングの皆様と検討を進め、概算工事費を出せたら、財政部局とも町側で協議を行い、その他の事業に影響がない範囲内で工事が行えるのか見定めたい。財政部局との協議結果等については、今後の推進委員会の中で、逐次報告をさせていただく。

(小高委員長) 他に、ご意見・ご質問等はありませんか。

それでは、議事(1)の⑥複合施設規模(案)については、事務局から提案のあった長柄町と同程度の1,800㎡規模の施設について、今後、今後の検討を進めていくということでご異議ございませんか。

(各委員) 反対意見等なし

**【結論】**

施設の想定規模が1,800㎡に決定した。

**⑦ 施設に取り込む機能(案)について**

**【説明概要】**

会議資料(P.11～12 4. 議事(1)⑦資料)内容に沿い、複合施設に取り入れる機能についての説明を実施。

- ・財源として、「公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化施設整備事業)」を想定しているため、基本的に統合前の各施設にない機能を新規追加する場合は地方債の対象外となる。
- ・現公民館と集約化・複合化する公共施設の候補は、旧一宮保育所であり、旧一宮保育所から取り入れる機能候補としては、当該施設を利活用し、開設準備を進めている子育て支援機能(自習室、飲食可能な休憩スペース、未就学児向け子育て支援機能、遊戯室)など、住民からの要望が多く現公民館にはない機能を想定している。

→上記内容を踏まえ、P.12に事務局(案)を示したが、取り入れる機能については検討時間を設ける必要があるため、本日は、(案)の提示であり、これをベースに次回以降の委員会で検討していただきたいこと打診。

**【質疑・応答】**

(小高委員長) 事務局からの説明が終わったが、今回は、この⑦については決定ということではないとのこと、意見、要望があれば伺うが、判断については、次回以降の委員会で決定したいと思うが意見等はあるか。

(河野委員) P.12にいろいろ会議室やら図書館やら書かれてあるが、それぞれの面積は、今の段階で割り当ててるのか。

(福邊委員) それはまだ先の話ではないか。新築建てる時によく言う話だが、お客さんに欲しいものを先に出してもらおう。その次に、もちろんそこで予算も考えて、欲しいもの、次に必要なもので見積もりをもらって、例えば、ここは10畳の部屋だけど、お金足らないから8畳にしようとかっていう順番にしていけないかなと思う。

(河野委員) 事務局で想定しているものはあるのではないか。

(事務局) 施設の想定規模を1,800㎡で見積もるにあたり、試算した結果はあるが、それを提示すると誤解を招くと思ったので、資料としては準備していない。各機能(部屋)の広さについては委員の皆さまに検討していただくことを想定している。

(事務局) 面積については、今日はどの部屋が何㎡になるかというところまでは決められないと思っており、ひとまず案としての機能を提示している。今後、全体とし

て1800㎡の中に資料に記載した機能をどうやったら収まるのかというのを、何パターンか提案したい。その中でまたご意見を伺いたい。

- (河野委員) そういう機能の場所があっても実際使えない、何を想定して、その広さにしたのか分からないと、議論にならないので、それをこの後でもいいので、示していただければと思う。
- (福邊委員) それは次回以降に、設計業者が間取りを参考資料として作ってきてくれるのではないか。
- (事務局) 次回お示しできるかはお約束できないが、委員会での検討が進み、第5回以降の委員会でそれが示せるタイミングになったら資料として提示したい。  
例えば3階建てなら1階にこういった部屋が入るとか、2階建てならこうなるというのは、検討資料として何パターンか用意したい。それを見ていただき、それぞれの各団体の皆様から意見していただければと考えている。今回は導入する機能と全体の大きさだけ共有させていただいた。
- (村山委員) コミュニティプレイスのいわゆるフリースクール機能に該当する場所は、この資料では見あたらないが、どこに確保されてあるのか。
- (事務局) フリースクール事業は町直営の事業ではなく、民間団体が施設利用申請を出して許可を取っていただき、独自で事業展開されている民間事業である。  
現在、旧一宮保育所の中では、1階の事務室を受付兼フリースクールのスペースということで使用しているが、民間事業であるため、新しい複合施設へ取り入れる機能としては想定していない。
- (事務局) 民間事業でもあり、フリースクール事業者がこの新しい施設を使うのかどうかは分からないし、決まっていない。場合によっては、利用申請を行ったうえで会議室を使うとか考えられるが、まずは公共施設として複合施設を整備し、住民に新しい公共施設としての提供が開始されたら、先方の民間団体からフリースクールとして新しい施設でも部屋を貸してほしいといった申請があった場合には、利用状況等も踏まえ、相談にのってあげる等の対応は必要かと思うが、フリースクール専門室をここに作るということは、今のところ想定はしていない。
- (小高委員長) 他に、ご意見・ご質問等はありませんか。  
それでは、議事(1)の⑦施設に取り込む機能については、冒頭にもお伝えしたとおり本日、事務局から提案のあった取り入れる機能(案)をベースとして次回以降の会議で継続協議していくということで皆さんよろしいでしょうか。
- (各委員) 反対意見等なし

#### 【結論】

次回以降の委員会で継続検討とする。

## 4. (2) 建設場所のゾーニング案について

### 【説明概要】

議事(1)④で複合施設の建設場所が候補地②(保健センター西側職員駐車場)に決定したことを受け、会議資料(4. 議事(2)⑦資料)内容に沿い、建設場所のゾーニング(案)について、八千代エンジニアリング株式会社から候補地②における建物配置(案)

について説明を実施。

(※補足※) 今回の建物配置(案)は、候補地①、②となった場合を想定し大まかな建物配置案の作成してもらった。本日の会議にて建設場所が候補地②となった結果を受け、候補地②におけるゾーニング(案)を追加資料として委員に提示した。

なお、今回は、あくまで大まかな(案)の紹介であり、今後、協議次第で見直しが入ることも考えられるため、“確定ではない”ことを伝えた上で資料説明を行った。

(候補地②における建設配置(案) 4つ)

- ・ゾーニング案①：建設候補地②の東寄り
- ・ // ②： // 南東寄り
- ・ // ③： // 南寄り
- ・ // ④： // 北寄り

※ゾーニング(案)のまとめ表は資料P.7参照

- ・今回提示した4つのゾーニング(案)は、今後の協議において、建物の規模や、取り入れる機能が決まっていっていった際に、どのような事項について重点を置くべきかについて意見聴取する意図で示した資料である。
- ・建設候補地②の全面道路は、片側1車線の道路が通っており、当該地(町有地)は民地(借地)に隣接しているが、今回の検討においては、借地は含めず、資料P.2の赤点線で示すエリア内での建物配置案を検討した結果となる。
- ・当該地と保健センターの間には、水路が通っており、他公共施設との行き来を想定した場合は水路対策(動線の確保)が必要となる。現状、候補地②の南側に水路を渡る橋があるので、既存の接続ルートを拡張する案も考えられる。
- ・今回は、各ゾーニング(案)についての比較項目として、以下の4点についてそれぞれ検討した結果の報告となる

(比較のポイント)

- ① 既存公共施設(役場・保健センター)との接続・連絡通路
- ② 車両・歩行者の利便性
- ③ 周辺環境への影響
- ④ 将来的な土地活用との連携

#### 【質疑・応答】

(川城委員) 建物をどこに配置するかについては現在の中央公民館を解体した後の土地活用も一緒に考えていかないといけない点である。この配置を安易に決めてしまうと、現公民館用地の活用がうまくいかないから、現公民館用地の活用も検討内容に含め、一緒に並行して検討を進めるべきではないか。

(事務局) 今後、基本計画を取りまとめる際に、建物の配置計画の中に、現中央公民館の跡地についても、どういう使い方を今後していくのかというのは、設計までとはいかないが、将来的な活用案は示したいと考えているので、委員の認識のとおり同時に検討したいと考えている。

(小関委員) 小さな水路の上には、橋が掛けてあり、その橋が役場や保健センター、また現公民館への動線となっている。保健センターとの間にある水路については、一応町が管理しているので、施設は土地改良の水路なのかもしれないが、下流側にはもう田んぼもなく、雨水などが流れている状況でもあり、暗渠にして、現

公民館の用地と建設候補地②を一体化した方がいいと思う。

(事務局) それは可能だと思う。今日の会議で、少し整備に向けた話が進んできているところもあるので、その結果を踏まえて、関係各所とも連絡・相談しながら、次回以降の会議で結果を報告させていただきたい。

(小高委員長) 他に、ご意見・ご質問等はありませんか。

それでは、議事(2)の建設場所のゾーニング(案)については、冒頭にもお伝えしたとおり、今後の協議結果次第では、修正等も入ることが想定されるため先ほどの取り入れる機能(案)と同様、次回以降の会議で継続協議していくということで皆さんよろしいでしょうか。

(各委員) 反対意見等なし

#### 【結論】

次回以降の委員会で継続検討とする。

### 5. その他 ① 複合施設の整備や運営に関する意見聴取について

#### 【説明概要】

会議資料「複合施設の整備や運営に関する意見聴取について」の内容に沿い、事務局から説明を実施。

- ・新築で整備する複合施設の整備・運営方法について、住民から意見等を出してもらい推進委員会での今後の検討(参考)資料とするため、実施したいと事務局側から提案。

(複合施設の整備や運営に関するアンケート実施概要)

- ・応募対象者：複合施設の整備・運営に関しご意見等をお持ちの方
- ・応募期間：令和8年2月12日(木)～3月6日(金)予定
- ・周知方法：町ホームページ、広報紙(2月号)など
- ・回答方法：web(LOGOフォーム)、または紙面(※)

※紙面での意見受付を行うにあたり、期間中は受付ボックスを公民館内に設置予定  
応募用紙も公民館内に準備する。

#### 【質疑・意見】

特になし

#### 【結論】

住民からの意見募集については、体制が整い次第、案内・受付を開始することとなった。

### ② 第4回一宮町複合施設建設推進委員会について

令和8年2月18日(水) 10時～ 役場庁舎4階 議員控室

### 8. 閉会